

「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」 発出後の取組について

ラインナップ

- 1 指針に関する説明会の実施状況
- 2 指針等の英訳状況
- 3 WOAHコード（AW関係）の改正状況
- 4 指針の取組状況の調査と達成目標

1. 指針に関する説明会の実施状況

(1) 農林水産省が主催した説明会

(令和5年7月～11月)

実施回数：21件

対 象：農政局、都道府県、在京
大使館、地方公共団体、
畜産関係団体、消費者
団体、流通・小売団体 等

(2) 団体等からの要請を受けて対応した説明会

(令和5年7月～令和7年6月末時点)

実施回数：81件

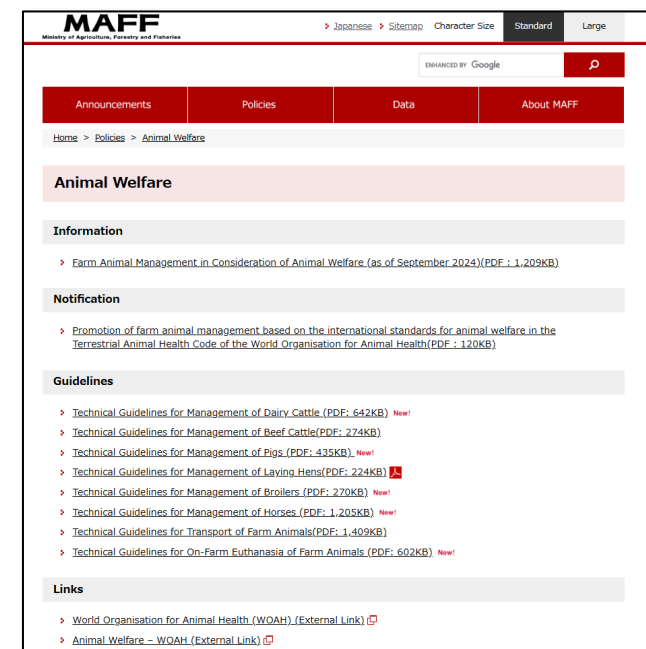
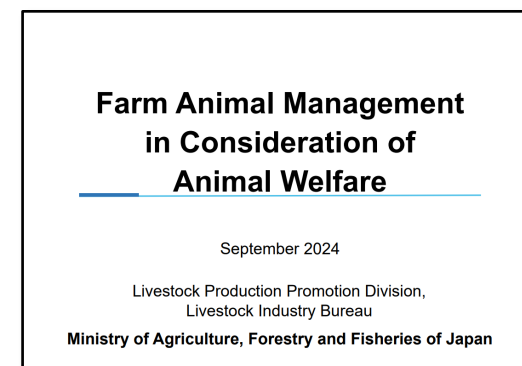
対 象：畜産・食肉関係団体
(地域別を含む)、地方
公共団体、消費者団体、
小売り団体、流通・加工
団体、動物愛護団体、
教育機関 等

※ その他、農林水産省が定期的に行う都道府県職員等向けの研修会でも説明を実施。

2. 指針等の英訳状況

すべての指針を英訳、農水省HPに公表済み

- アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理等について
- 国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について（局長通知）
- アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針
 - 乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針
 - 肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針
 - 豚の飼養管理に関する技術的な指針
 - 採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針
 - ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針
 - 馬の飼養管理に関する技術的な指針
 - 家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針
 - 家畜の輸送に関する技術的な指針



<https://www.maff.go.jp/e/policies/animalwelfare/animalwelfare.html>

3. WOAHコード（AW関係）の改正状況

令和7年に改正されたコード

- （1） アニマルウェルフェアの勧告に関する序論 （第7.1章）

現在、改正を検討中の主なコード

- （2） 疾病制御を目的とした動物の殺処分 （第7.6章）
- （3） 動物の輸送に関するアニマルウェルフェア
（第7.2章、7.3章、7.4章）

3 (1) アニマルウェルフェアの勧告に関する序論 (第7.1章)

採択に付された改正案の概要

- 本章は陸生コードの第7部のアニマルウェルフェアの勧告の導入部として2004年に作成。
- 改正案は、アニマルウェルフェアを考える上で役立つ指標としてすでに「**5つの自由**」が示されていたが、今回、アニマルウェルフェアに関する新たな概念である「**5つの領域**」を追加するとともに、全体を通して読みやすさと明確さの向上のための修正がされたもの。
- 今後も、第7部のアニマルウェルフェアに関する章の改正が続く見込み。

参考

「**5つの領域**」：栄養、環境、健康、行動、精神状態

「**5つの自由**」：①飢え、渇き及び栄養不良からの自由
③身体的及び熱の不快さからの自由
⑤通常の行動様式を発現する自由

日本

この序論の改訂を踏まえ、今後、他のアニマルウェルフェア関連章の改訂も検討されることとなるだろう。
その場合、安定的な食料供給も考慮しつつ、多様な側面にも配慮し、議論を尽くして作り上げる必要がある。
これまで以上にコード委員会は難題にぶつかるかもしれないが、変わらぬ努力を継続してほしい。
日本も協力は惜しまない。



議長

コード委員会も事務局も同意である。

②恐怖及び苦悩からの自由
④苦痛、傷害及び疾病からの自由

3 (1) アニマルウェルフェアの勧告に関する序論 (第7.1章)

採択に付された改正案（抜粋）

第7.1.2条 アニマルウェルフェアの指導原則

5) 農業、教育及び研究並びにコンパニオンシップ、レクリエーション、文化及び娯楽における動物の利用は、人々のウェルフェアに大きく貢献する。

第7.1.5条 畜産システムにおける動物のウェルフェアのための一般原則

6) 収容された動物のために、空気の質、気流、温度および湿度は、忌避感を与えるものであってはならず、良好な動物の健康を支えるべきである。

カナダ

動物を農業・レクリエーション等に使用することが人にとってポジティブに働くとしているが、ネガティブである場合もある。また、畜舎内で動物が飼養されている場合には照明にも気をつける必要があることを追加すべき。



エストニア(EU27か国を代表)

カナダを支持。照明にも気をつける必要があることを追加すべき。



議長

本改正案は科学的根拠、事実に基づいて作成。カナダの提案は、一部表現を変えた上で採用する。

微修正された改正案は、全会一致で採択された。

3 (2) 疾病制御を目的とした動物の殺処分

(第7.6章)

改正案の概要

- 本章は2005年に作成。
 - 改正案は、疾病制御を目的とした殺処分のみならず、自然災害や人災等、と畜以外の目的の殺処分に適用範囲を拡大。
- 章名を「**疾病制御を目的とした殺処分**」から「**と畜以外を目的とした殺処分時のアニマルウェルフェア**」に変更
- すべての哺乳類と鳥類が対象。
 - 個体から大規模までの殺処分が適用対象。

経緯

令和6年2月：第1条～第8条が提示
(意見照会)。

令和7年2月：第1条～第8条に加え、
残りの第11条～第32条が提示。

章の構成

第1条～第8条　：序論や一般原則など
第11条～第21条：個体の殺処分方法
第22条～第32条：機械化された大規模
殺処分方法

疾病発生時と災害時等で殺処分に用いることができる手段は異なると考えられるため、内容を注視し、適切にコメントを提出していく。

3 (3) 動物の輸送に関するアニマルウェルフェア (第7.2章、7.3章、7.4章)

改正の状況

- 本章は1982年～1998年に作成。
- 最近の科学的知見に基づき、動物の輸送（陸海空）に関するアニマルウェルフェア章（第7.2章、7.3章、7.4章）について、見直しが行われている。
- 現在、**第7.2章（海上輸送）、第7.3章（陸送）、第7.4章（空輸）を統合**する方向で、WOAHアドホックグループにて検討が進められている。



早ければ、本年9月に改正案が加盟国に提示される可能性

状況を注視し、改正案が提示された場合、適切にコメントを提出していく。

【参考】 WOAHコード(陸生動物衛生規約)

WOAHコードは、国際貿易、動物衛生措置及びアニマルウェルフェアに関する国際基準であり、WOAH加盟国が疾病予防と管理体制についての国内規制を検討する際に参照されるべきものとされている。

<2023年版>

第1巻：一般規定
第1部 疾病診断、サーベイランス及び通報
第2部 リスク分析
第3部 獣医サービスの質
第4部 疾病の予防及び防疫
第5部 貿易措置、輸出入手続及び獣医証明
第6部 獣医公衆衛生
第7部 アニマルウェルフェア

第2巻：WOAHリスト疾病に対する勧告
第8部 複数の動物種に感染する疾病
第9部～16部 ミツバチ、鳥類、牛、馬、兎、緬羊・山羊、豚、ラクダの疾病

章	内容
第7.1章	アニマルウェルフェアの勧告の序論
第7.2章	動物の海路輸送
第7.3章	動物の陸路輸送
第7.4章	動物の空路輸送
第7.5章	動物のと畜
第7.6章	疾病の管理を目的とした動物の殺処分
第7.7章	犬の個体数管理
第7.8章	研究及び教育における動物の使用
第7.9章	アニマルウェルフェアと肉用牛の生産システム
第7.10章	アニマルウェルフェアとブロイラーの生産システム
第7.11章	アニマルウェルフェアと乳用牛の生産システム
第7.12章	役用馬のウェルフェア
第7.13章	アニマルウェルフェアと豚の生産システム
第7.14章	革、肉その他の製品のためのは虫類の殺処分

※ 「アニマルウェルフェアと採卵鶏の生産システム」については令和3年5月のWOAH総会において採択に付されたが、投票の結果、採択されなかった。

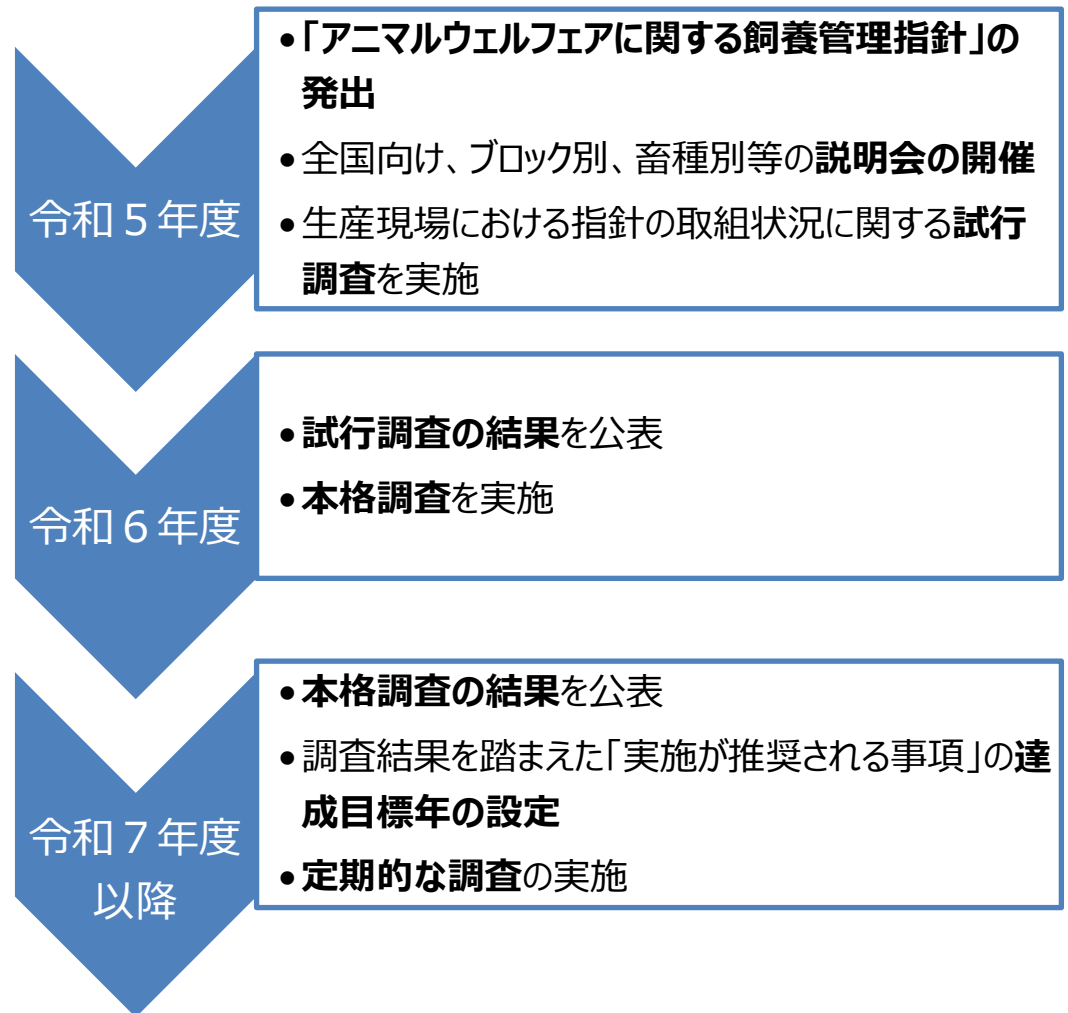
※ 畜種別等の指針を作る際に参考とした章を赤字で示した。

4. 指針の取組状況の調査について

これまでの経緯

- 令和5年、「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針（AW指針）」を発出。
- 本指針の実施状況について、国が調査を行い、その結果を踏まえ、事項ごとに適切な達成目標年の設定等を検討することとしている。
- 令和6年度、初めての本格調査を実施。

【AW推進の取組】



令和6年度の調査結果を令和7年6月27日、農水省HPで公表。
今年度（令和7年度）、その結果を踏まえ、達成目標（年）を設定する。

4 (1) 令和6年度本格調査について

調査概要

① 調査対象

乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、肉用鶏
及び馬の生産者

② 調査期間

令和6年11月～令和7年2月

③ 調査方法

- AW指針に関するチェックリストを基にした調査票によるアンケート調査。
- 都道府県及び畜産関係団体を通じ、調査票を生産者に配布、オンラインフォームまたは紙により回答回収。
- 回答は設問ごとに「あてはまる」「ややあてはまる」「あまりあてはまらない」「あてはまらない」の4択から選択する方式。

④ 回答数

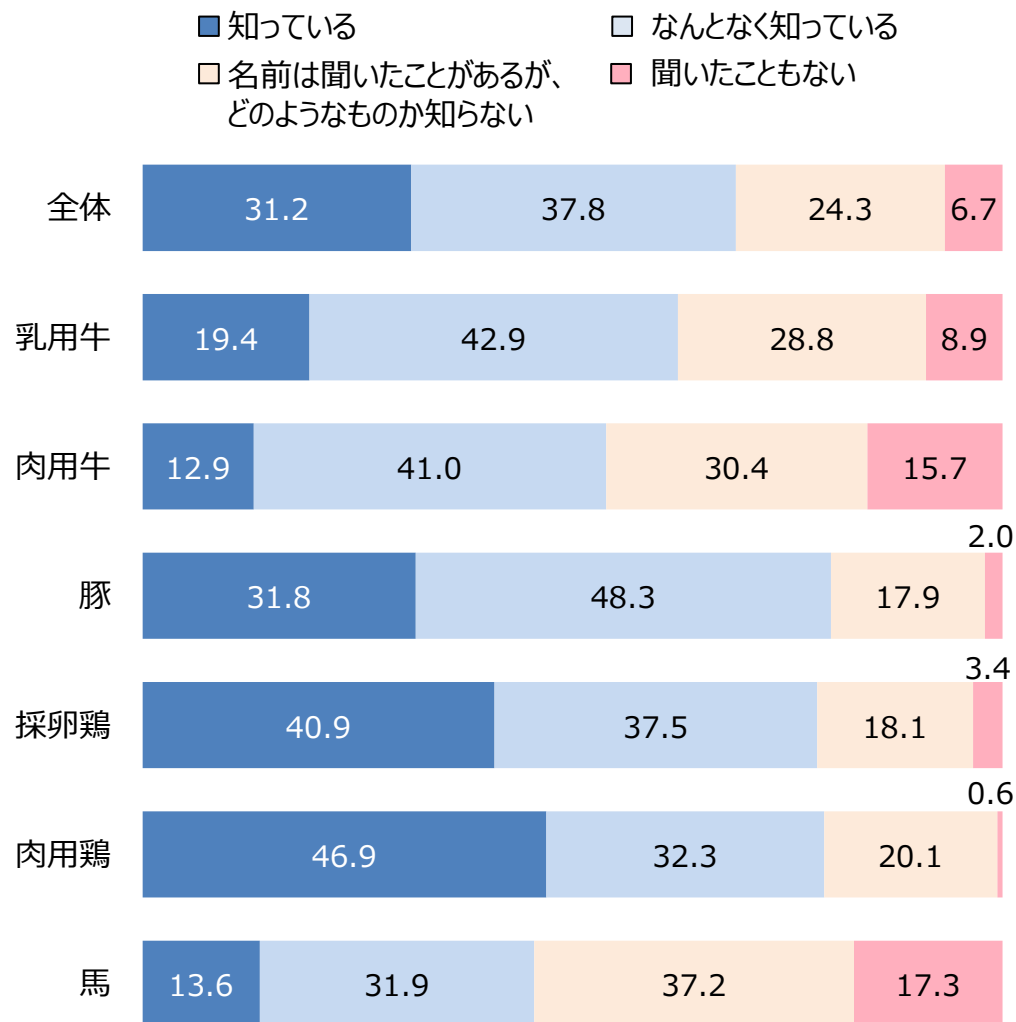
約3,700件
(うちオンライン回答：
約1,000件)

乳用牛：375件
肉用牛：760件
豚：491件
採卵鶏：409件
肉用鶏：1,306件
馬：387件

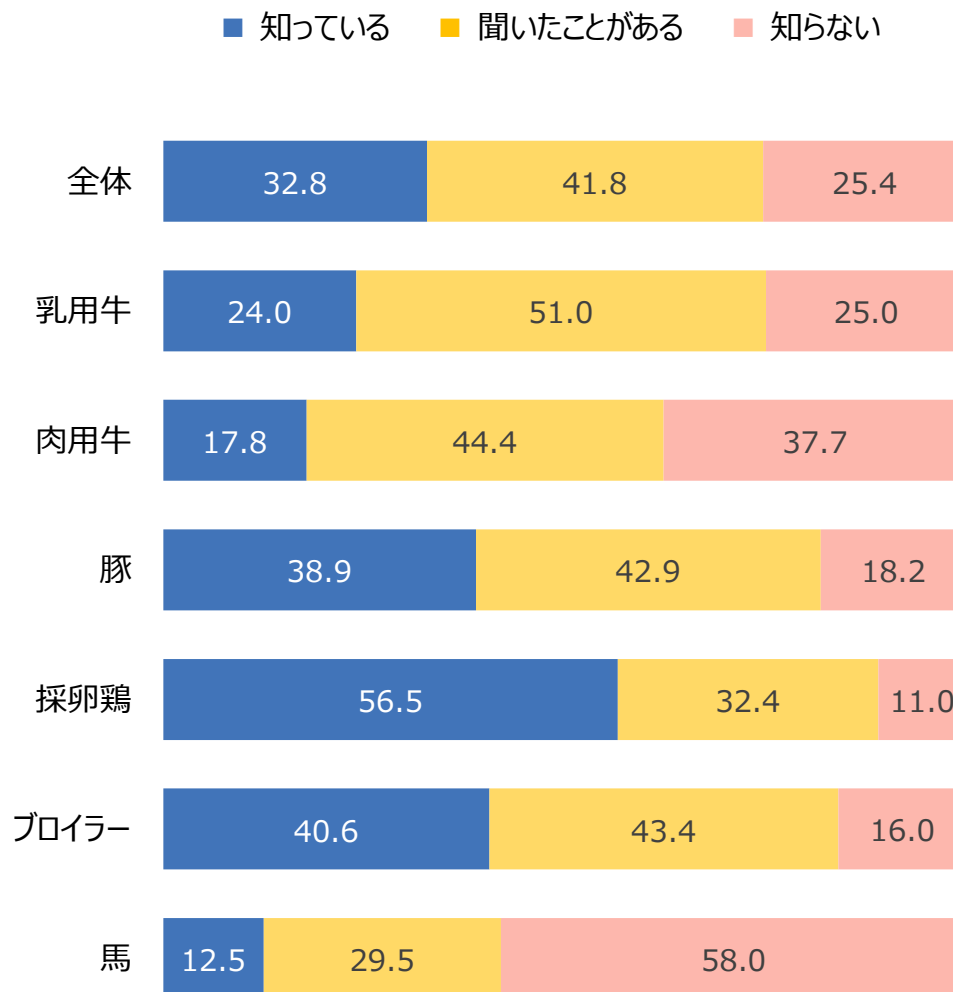


4（2）指針の認知度の結果

【令和6年度本格調査での結果】



【令和5年度試行調査での結果】



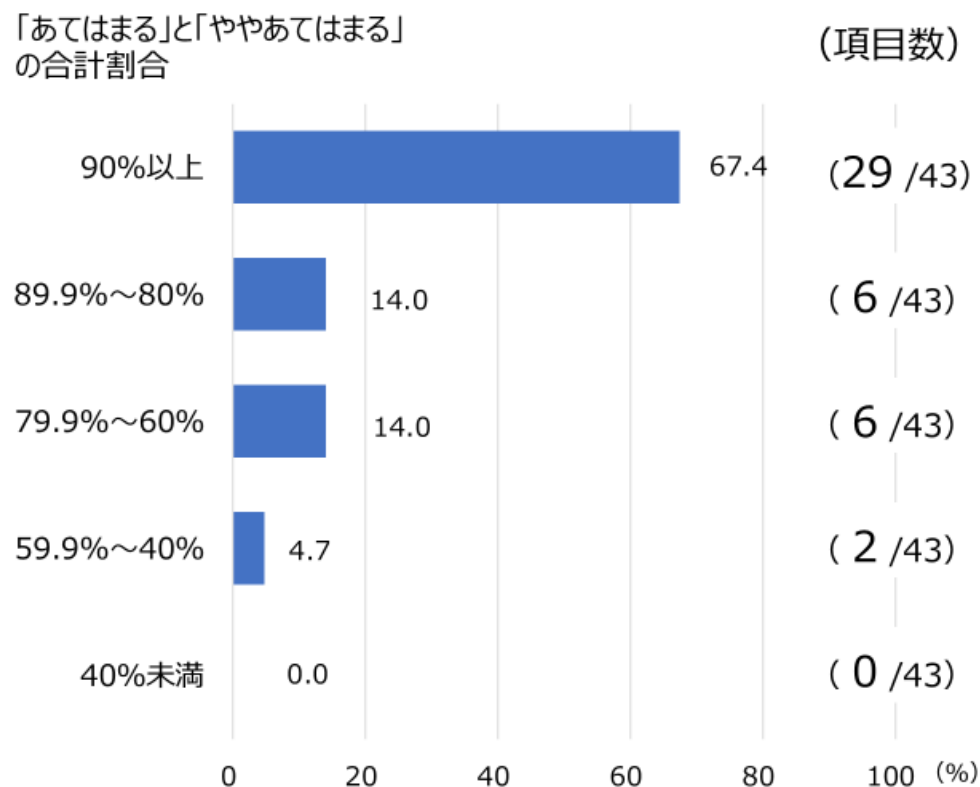
- 令和5年度と比べ、指針を知らない（聞いたこともない）人の割合は全体的に減少。
- 両年とも、豚・鶏の生産者の認知度は相対的に高く、牛・馬の生産者では低い傾向。

4 (3) 結果の概要

乳用牛の結果

- 本調査は43の確認項目について実施し、総回答数は375件であった。
- 全項目の約7割において、「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合が90%以上であった。そのうち、「あてはまる」のみの割合は、約50%から約90%と項目ごとに幅があった。
- 実施状況が低い項目としては、「繋ぎ飼い方式で飼われている牛の運動」と「危機管理マニュアル等の習熟」等であった。

【全項目の達成度】



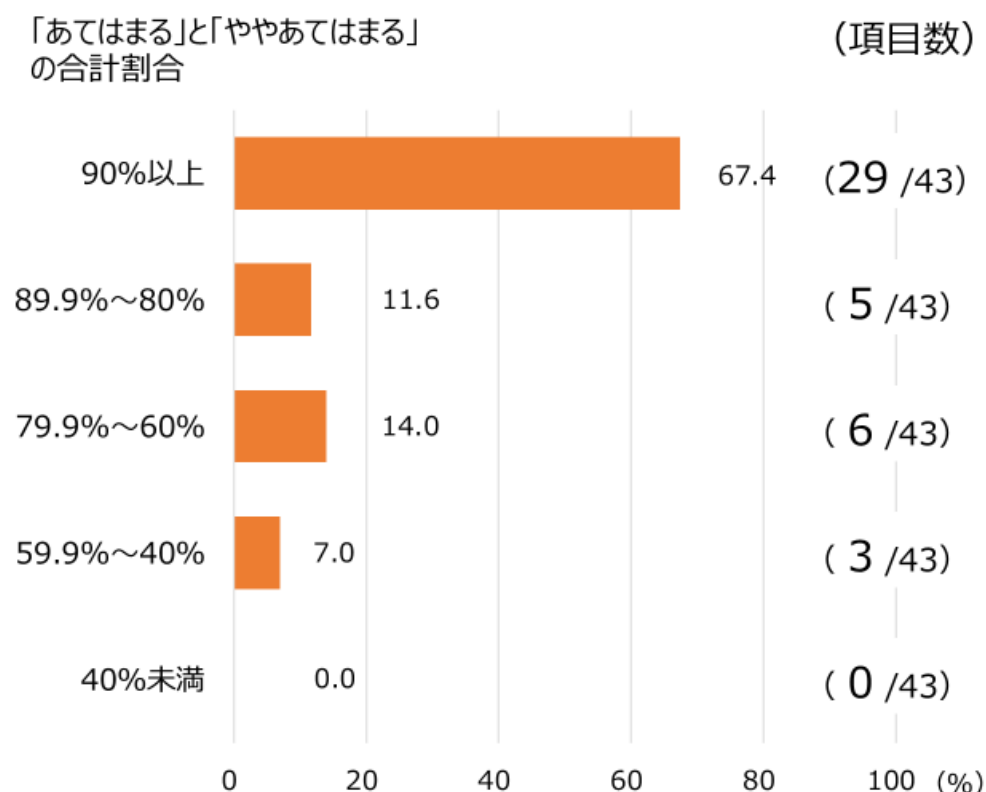
【主な結果】

チェック項目	「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合 ※ () は「あてはまる」のみ
1日1回以上、牛の飼養環境や健康状態を確認している。	99.2% (92.0%)
除角は、角が未発達の時期（遅くとも生後2か月以内）に行い、それ以降は、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行っている。	81.4% (61.4%)
断尾は行っていない。	87.7% (85.0%)
繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにしている。	46.6% (26.7%)
フリーストール牛舎の場合、少なくとも1頭当たり1牛床を準備している。	96.2% (79.7%)
災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備している。	60.8% (31.7%)
危機管理マニュアル等を習熟するとともに、全ての農場関係者と共有している。	56.1% (25.4%)

肉用牛の結果

- 本調査は43の確認項目について実施し、総回答数は760件であった。
- 全項目の約7割において、「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合が90%以上であった。そのうち、「あてはまる」のみの割合は、約50%から約90%と項目ごとに幅があった。
- 実施状況が低い項目としては、「危機管理マニュアル等の整備・習熟」と「発電機など予備システムの点検」等であった。

【全項目の達成度】



【主な結果】

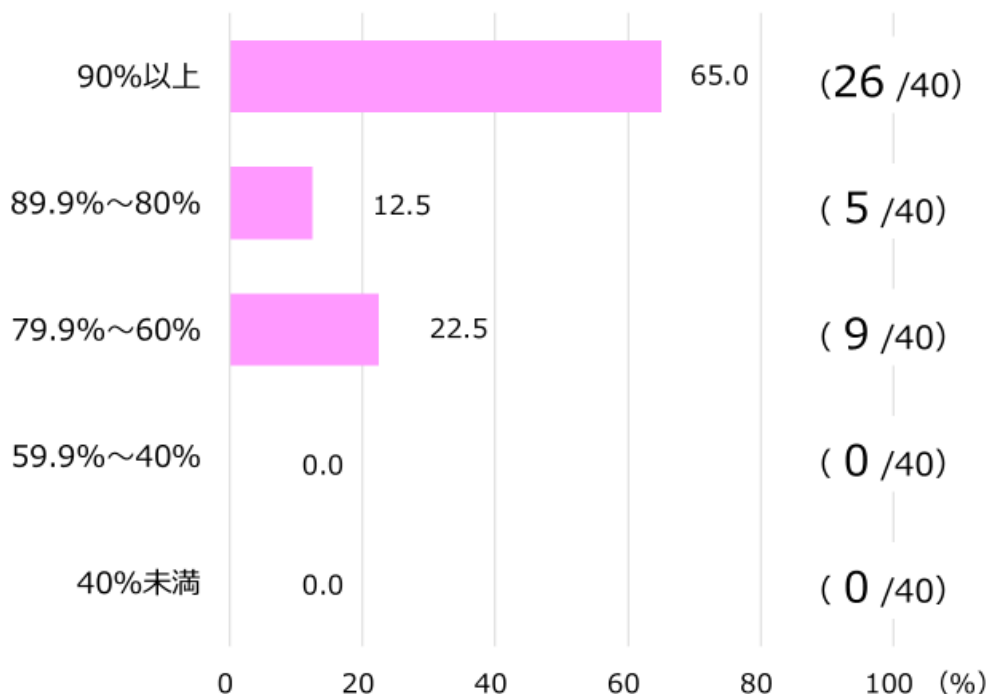
チェック項目	「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合 ※ () は「あてはまる」のみ
1日1回以上、牛の飼養環境や健康状態を確認している。	99.2% (91.5%)
除角は、角が未発達の時期（遅くとも生後2か月以内）に行い、それ以降は、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行っている。	60.4% (31.2%)
去勢は、生後3か月以内に行い、それ以降は、なるべく早期に行うとともに、必要に応じて、獣医師による麻酔薬等の投与の下で行っている。	85.8% (64.1%)
鼻環の装着後は過度に捻る等不適切な使用はしない。	99.3% (86.1%)
繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにしている。	71.2% (40.1%)
災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備している。	57.9% (24.0%)
警報や発電機などの予備システムは、定期的に点検している。	59.7% (26.1%)

豚の結果

- 本調査は**40の確認項目**について実施し、**総回答数は491件**であった。
- 全項目の6.5割において、「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合が90%以上であった。そのうち、「あてはまる」のみの割合は、約70%から100%近くと項目ごとに幅があった。
- 実施状況が低い項目としては、「チェックリスト等を用いたアニマルウェルフェアの状態確認」や「危機管理マニュアル等の整備・習熟」等であった。

【全項目の達成度】

「あてはまる」と「ややあてはまる」
の合計割合



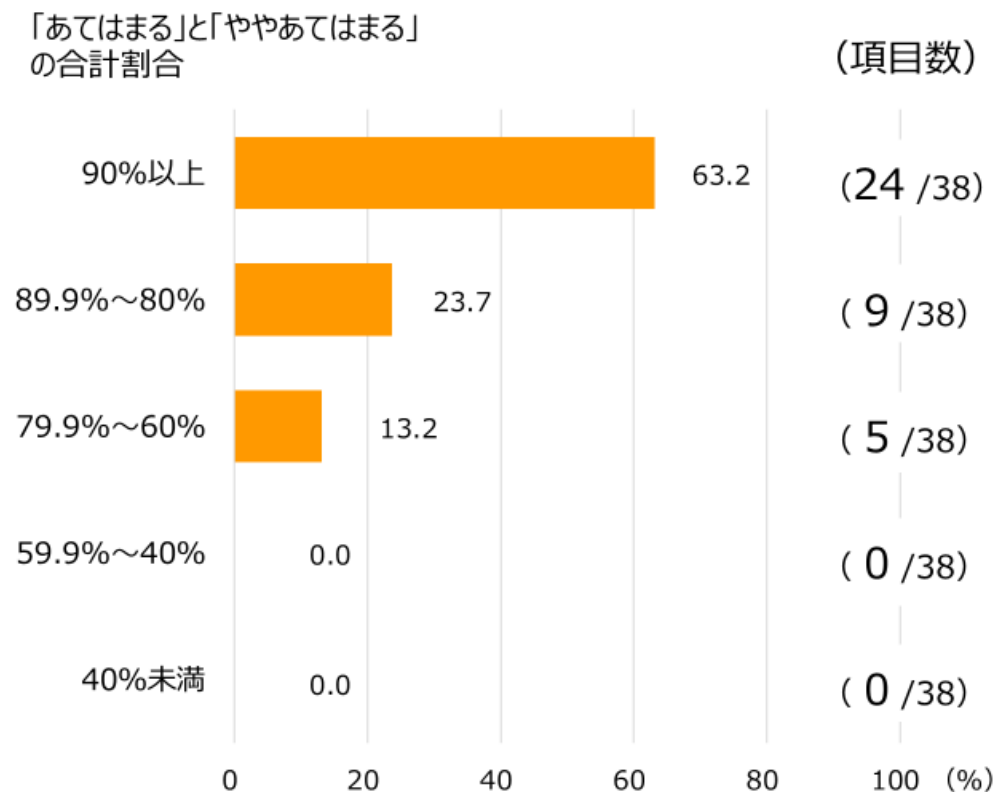
【主な結果】

チェック項目	「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合 ※ () は「あてはまる」のみ
1日1回以上、豚の飼養環境や健康状態を確認している。	100% (97.1%)
去勢は、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛を可能な限り少なくする方法で、できるだけ早期に行っている。	96.6% (81.6%)
歯切りは、歯の先端のみをやすりで研磨したり、ニッパーで切断する方法とする。	92.5% (86.5%)
ストールは、壁や上の棒にぶつかることなく自然な姿勢で起立できるようにしている。	97.2% (85.2%)
ストールは、隣の豚を邪魔せず横臥できる適切な大きさのものを用いている。	95.1% (67.1%)
チェックリスト等を用いるなど、アニマルウェルフェアの観点で定期的に飼養管理の現状を確認している。	67.4% (36.3%)
災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備している。	68.1% (41.2%)

採卵鶏の結果

- 本調査は**38の確認項目**について実施し、**総回答数は409件**であった。
- 全項目の約6割において、「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合が90%以上であった。そのうち、「あてはまる」のみの割合は、約70%から100%近くと項目ごとに幅があった。
- 実施状況が低い項目としては、「チェックリスト等を用いたアニマルウェルフェアの状態確認」や「危機管理マニュアル等の整備・習熟」等であった。

【全項目の達成度】



【主な結果】

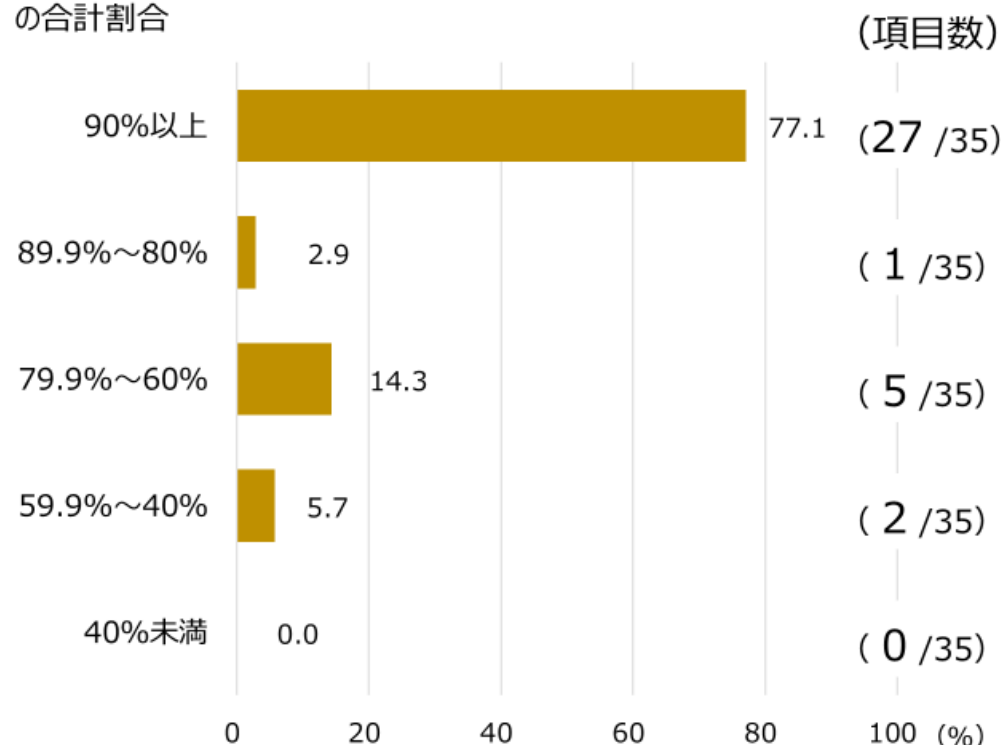
チェック項目	「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合 ※ () は「あてはまる」のみ
1日1回以上、鶏の飼養環境や健康状態を確認し、飼養管理に関する記録をつけている。	88.7% (70.8%)
ピークトリミングは、痛みを最小限に抑え、必要最小限の部分のみを取り除いている。	98.8% (91.7%)
換羽処理の際、24時間以上の絶食は行わないようにしている。	63.0% (26.4%)
換羽処理の際、常に飲水可能としている。	99.1% (97.3%)
ケージ飼養では、飼料及び水の摂取が可能で、自然な姿勢で移動したり姿勢を正常に調整したりできるような飼養密度としている。	93.4% (66.9%)
チェックリスト等を用いるなど、アニマルウェルフェアの観点で定期的に飼養管理の現状を確認している。	70.9% (41.3%)
災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備している。	73.4% (51.0%)

肉用鶏の結果

- 本調査は35の確認項目について実施し、総回答数は1306件であった。
- 全項目の約8割において、「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合が90%以上であった。そのうち、「あてはまる」のみの割合は、約70%から100%近くと項目ごとに幅があった。
- 実施状況が低い項目としては、「チェックリスト等を用いたアニマルウェルフェアの状態確認」等であった。

【全項目の達成度】

「あてはまる」と「ややあてはまる」
の合計割合



【主な結果】

チェック項目	「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合 ※ () は「あてはまる」のみ
1日1回以上、鶏の飼養環境や健康状態を確認し、飼養管理に関する記録をつけている。	99.7% (99.0%)
ピークトリミングは、痛みを最小限に抑え、必要最小限の部分のみを取り除いている。	100% (97.1%)
食鳥処理前は、輸送等の時間も考慮した上で、過度に長時間の絶食は行わないようにしている。	99.7% (98.3%)
同じ鶏群の全ての鶏に対し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与えている。	90.0% (83.8%)
鶏のストレスを低減し、通常の行動等のため、暗期を適切に設けている。	60.1% (55.6%)
チェックリスト等を用いるなど、アニマルウェルフェアの観点で定期的に飼養管理の現状を確認している。	53.8% (43.2%)
災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備している。	69.8% (57.0%)

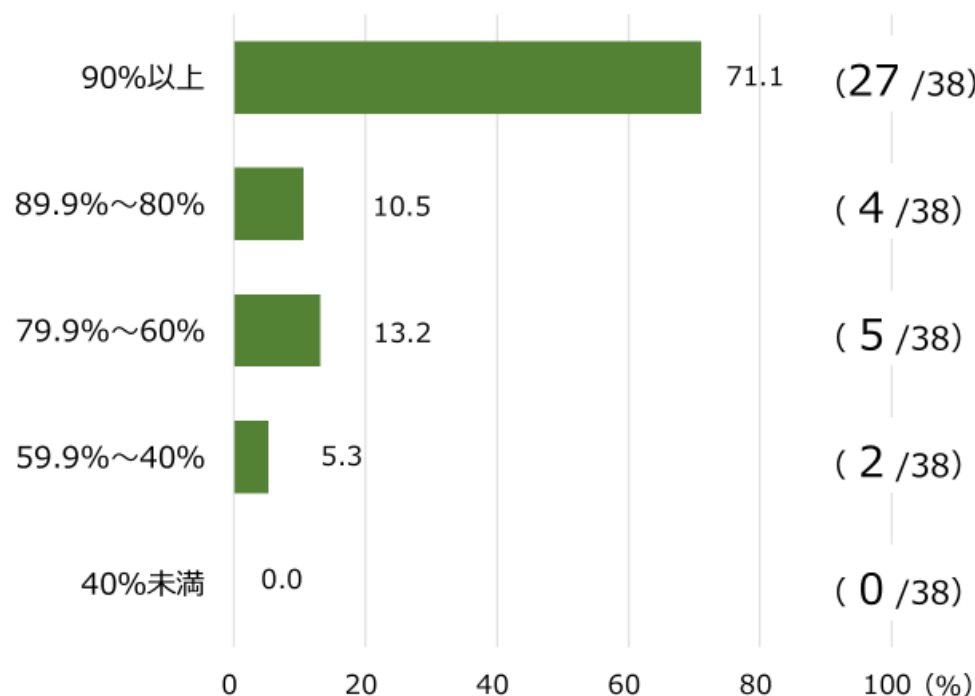
馬の結果

- 本調査は38の確認項目について実施し、総回答数は387件であった。
- 全項目の約7割において、「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合が90%以上であった。そのうち、「あてはまる」のみの割合は、約70%から約90%と項目ごとに幅があった。
- 実施状況が低い項目としては、「危機管理マニュアル等の整備・習熟」等であった。

【全項目の達成度】

「あてはまる」と「ややあてはまる」
の合計割合

(項目数)



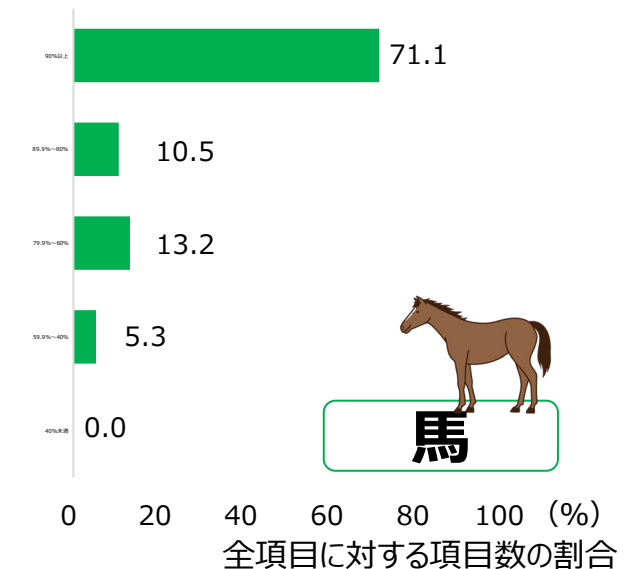
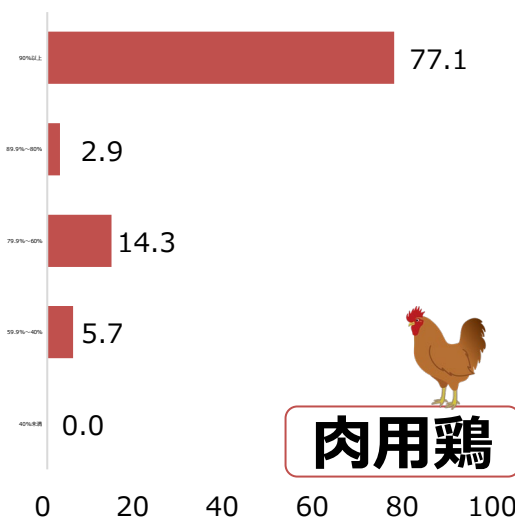
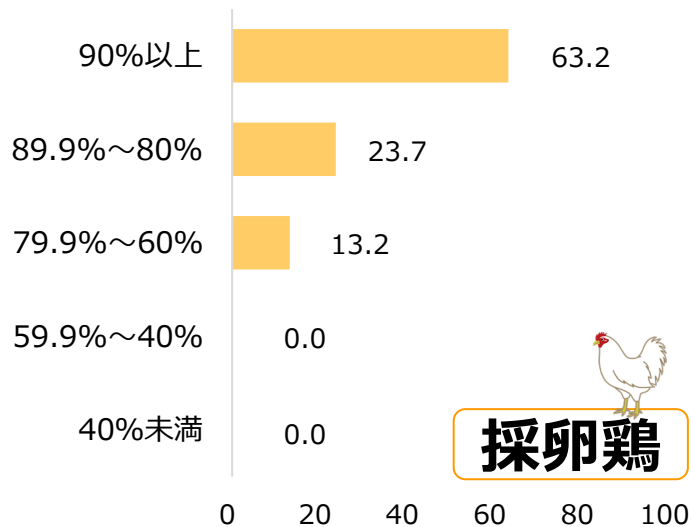
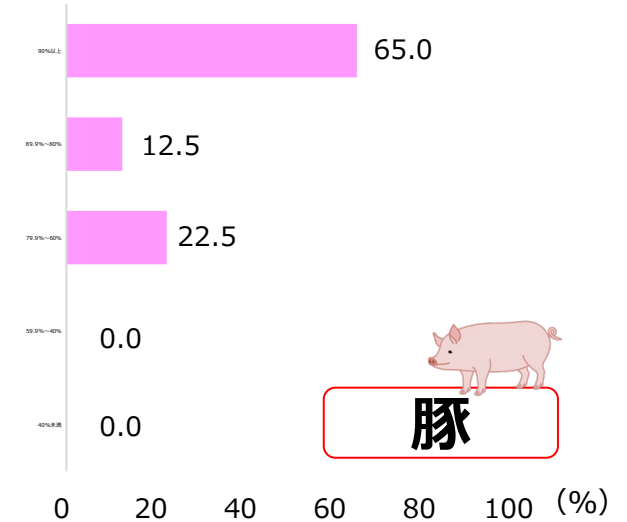
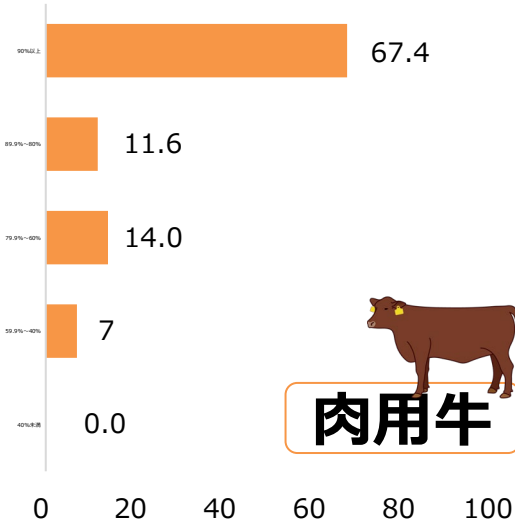
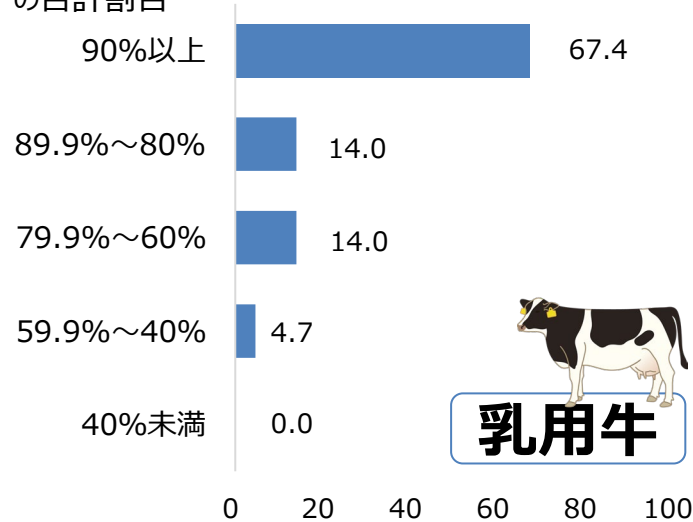
【主な結果】

チェック項目	「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合 ※ () は「あてはまる」のみ
1日1回以上、馬の飼養環境や健康状態を確認している。	99.3% (89.7%)
去勢を行う場合、可能な限り苦痛を生じさせない最適な方法及び時期について獣医師の指導を求め、馬へのストレスの防止や感染症の予防に努めている。	95.7% (82.7%)
個体識別を目的としてマイクロチップの挿入や烙印を実施する場合は、合併症の兆候を識別できるよう、使用方法に関する知識を習得している。	81.7% (67.2%)
舎飼いされている馬は屋内のみでの飼養を避け、長時間屋内に閉じ込めないようにしている。	95.5% (81.6%)
災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備している。	56.4% (28.2%)
危機管理マニュアル等を習熟するとともに、全ての農場関係者と共有している。	54.8% (26.0%)

【参考 1】 畜種ごとの結果－各項目の達成状況

(「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合で見た場合)

「あてはまる」と「ややあてはまる」
の合計割合

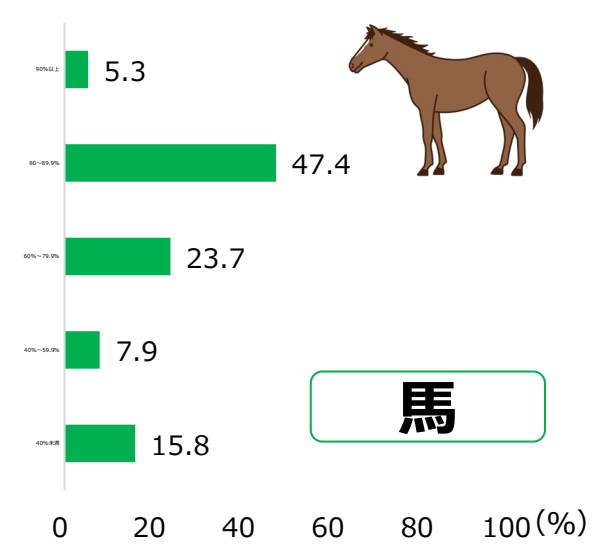
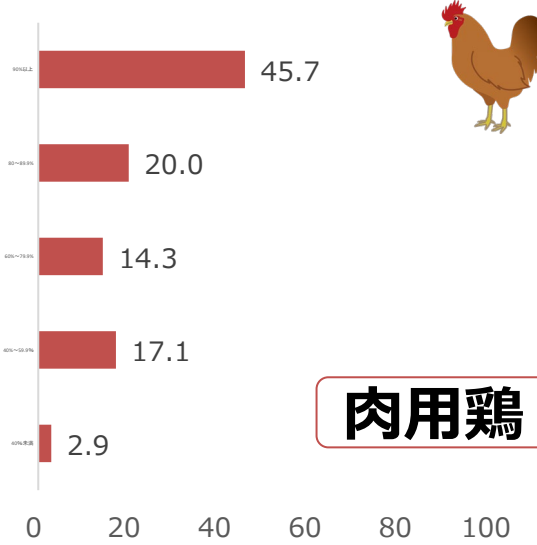
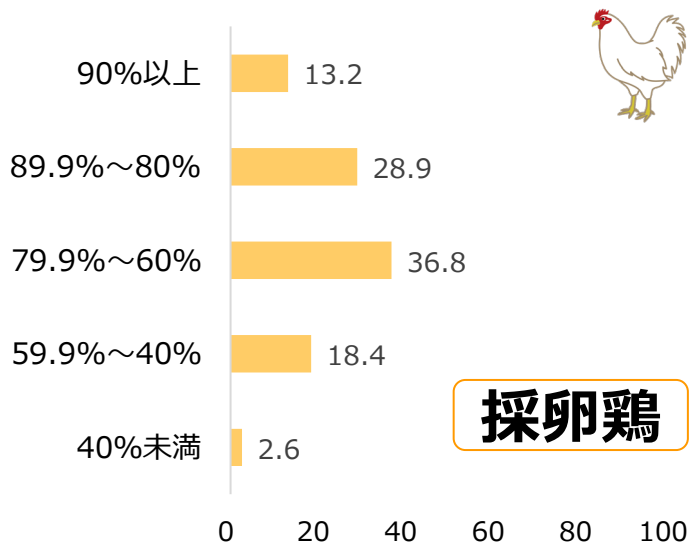
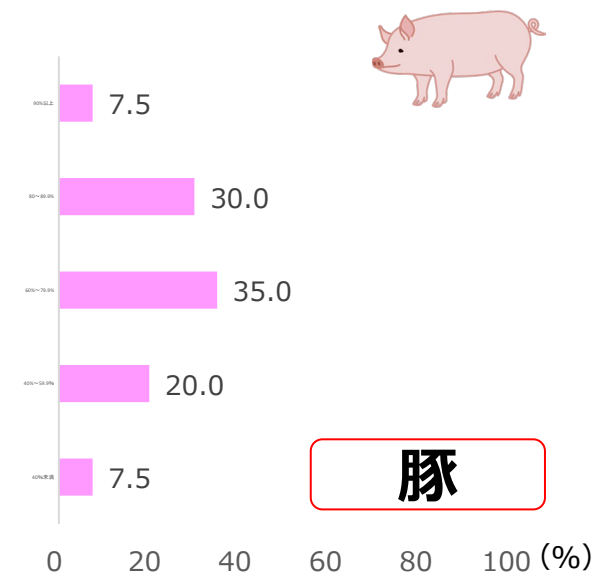
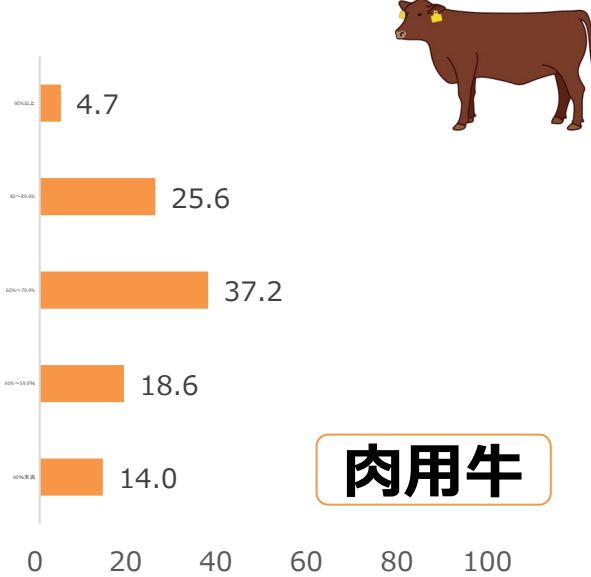
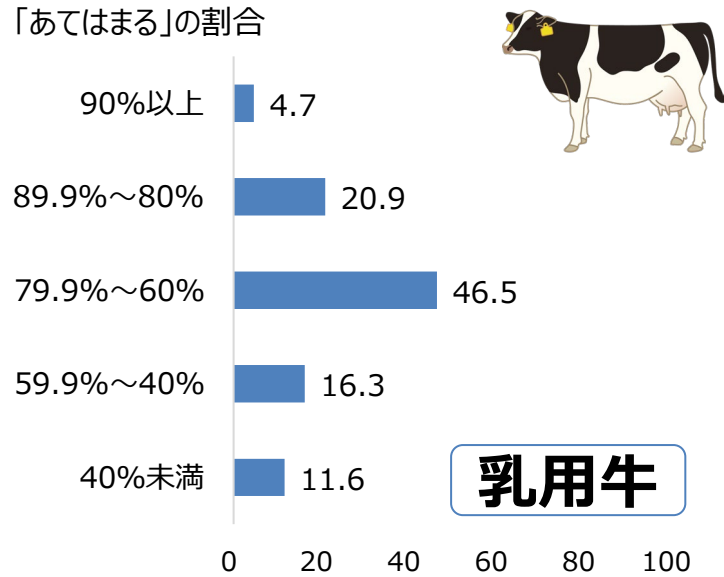


- 全項目の6～8割において、「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合が90%以上となった。
- そのうち、「あてはまる」のみの割合は約50%から100%近くと畜種・項目ごとにバラつきが見られた。

【参考 2】 畜種ごとの結果 – 各項目の達成状況

(「あてはまる」の割合で見た場合)

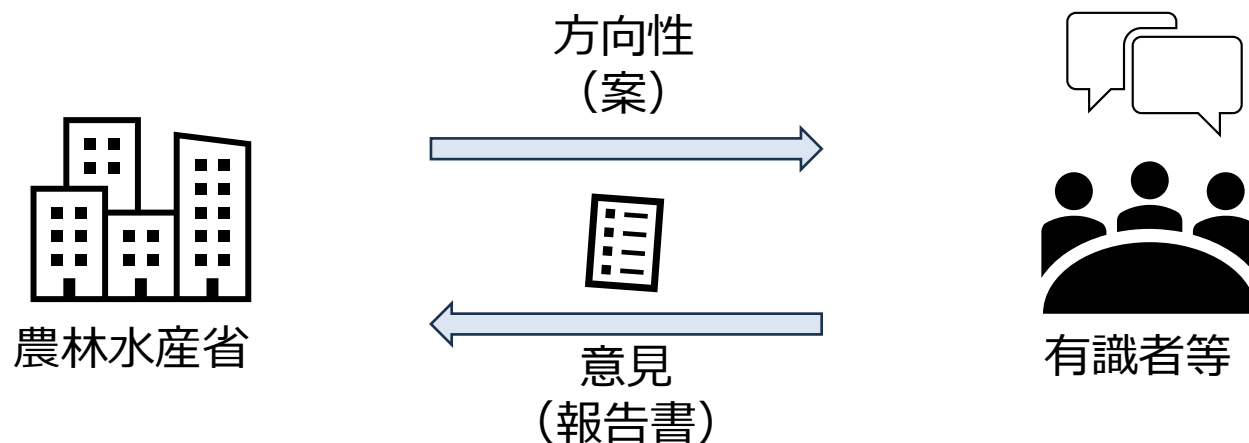
「あてはまる」の割合



全項目に対する項目数の割合

4（4）達成目標の設定について

本格調査の結果に基づき、検討会で有識者の意見を聴取した上で、今年度内を目途に農水省で事項毎の達成目標（年）を設定・公表。



検討会で議論を予定していること

- 目標設定の考え方
- 本格調査の結果を踏まえた、達成目標（年）の「達成」の定義
- 来年度からの調査頻度